

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のとおり改正する

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日提出

全国知事会

会長 麻生 渡

全国知事会規約の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

本会の事務総長は会長が任免し、全国知事会の承認を得るものとされているが、任期について定めがないことから、新たに任期についての規定を設けることとする。

2. 改正の内容

事務総長の任期を2年とし、任命の日から起算する。ただし、再任を妨げない。

3. 施行期日

平成22年12月22日施行とし、適用については、施行後に任命された事務総長から適用する。

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項の次に、次の一項を加える。

3 事務総長は任期を二年とし、任命の日から起算する。ただし、再任を妨げない。

附則

1 この規則は、平成二十二年十二月二十二日から施行し、施行後に任命された事務総長から適用する。

(改正事由)

全国知事会事務総長任期について定めがないことから、新たに任期についての規定を設けるものである。

全国知事会規約の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事務局)</p> <p>第三十二条 本会に事務局を設け、東京都に置く。</p> <p>2 事務局に事務総長及び職員を置き会長がこれを任免する。ただし、事務総長は全国知事会議の承認を得るものとする。</p> <p>3 事務総長は任期を二年とし、任命の日から起算する。ただし、再任を妨げない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成二十二年十二月二十二日から施行し、施行後に任命された事務総長から適用する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第三十二条 本会に事務局を設け、東京都に置く。</p> <p>2 事務局に事務総長及び職員を置き会長がこれを任免する。ただし、事務総長は全国知事会議の承認を得るものとする。</p>